

令和元年第2回町議会定例会会議の経過（6月17日）

- 議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから2日目の会議を開きます。
- （午前9時00分）
- 先日に引き続き、クールビズにより、暑いようでしたら、上着を脱いでも構いません。
- 日程第1、議案第35号、山北町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。町長。
- 町 長 議案第35号、山北町税条例等の一部を改正する条例の制定について。
- 山北町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
- 令和元年6月14日提出、山北町長、湯川裕司。
- 提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要が生じたため、提案するものです。
- 詳細については、担当課のほうから説明いたします。
- 議 長 町民税務課長。
- 町民税務課長 それでは、議案議案第35号について、御説明申し上げます。
- 2枚目をお開きください。
- 山北町税条例等の一部を改正する条例。
- 初めに、今回の条例改正の主な概要でございますが、地方税法附則第15条固定資産税等の課税標準の特例に新しく第17項が加えられたことに伴い、山北町税条例の一部が項ずれするものと、今回の改正により平成31年3月に改正し、10月1日施行となっております山北町税条例の一部を改正する条例に一部改正をする必要が生じたため行うものです。
- 内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。
- 新旧対照表の1ページ目をごらんください。
- まず、山北町税条例の一部を改正する第1条関係でございますが、改正前の税条例附則第14項第5号で引用している附則第15条第32項第1号イが地方税法附則第15条に新しく第17項が加えられたことにより、改正後は附則第15条第33項第1号イへ繰り下がり、以下、税条例附則第14項第6号より

第 14 号までは同様に第 32 項が第 33 項へ繰り下がり、第 15 号は引用している附則第 15 条第 44 項が第 45 項へ繰り下がるものです。

続きまして、新旧対照表の 2 ページ目の中段以降をごらんください。

税条例附則第 15 項は規定している軽自動車税の税率の特例を平成 31 年度分に限定するというもので、第 16 項の平成 29 年度分軽自動車税の税率の特例は削除いたします。

さらに、第 17 項から第 19 項で規定している平成 30、31 年度分の軽自動車税の税率の特例については、第 16 項の削除により除外された地方税法第 29 条第 2 号アの表を規定するとともに、第 17 項を第 16 項へ、第 18 項を第 17 項へ、第 19 項を第 18 項へ、それぞれ繰り上げるものでございます。

次に、山北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する第 2 条関係でございますが、先ほど申し上げましたとおり、今回の条例改正によって、平成 31 年 3 月に制定し、10 月 1 日施行となっております、一部改正条例との間に項ずれの矛盾が生じるため、第 2 条関係はその整合性を持たせるものであります。

新旧対照表の最後の 1 枚をごらんください。

改正後に附則第 26 項とする改正規定中第 19 項を第 18 項とし、同様に附則第 25 項とする改正規定中第 18 項を第 17 項とし、附則第 24 項とする改正規定中、第 17 項を第 16 項といたします。

また、附則第 16 項の改正規定を削除し、附則第 15 項の改正規定中、附則第 22 項を附則第 23 項とし、附則第 14 項の次に加える 7 項を 8 項に改め、さらに附則第 21 項の次に軽自動車税の環境性能割の税率特例を規定する附則第 22 号を追加するものでございます。

それでは、議案の 3 枚目にお戻りください。

附則でございますが、第 1 項、この条例の施行期日は公布の日からとなります。

次に、軽自動車税に関する経過措置ですが、第 2 項、この条例による改正後の税条例の規定中、軽自動車税に関する部分は平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例とするものです。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第 35 号について質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御
異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案 35 号を採決いたします。原案に賛成者は起立を願
います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第 35 号は原案どおり可決されました。
日程第 2、議案第 36 号、山北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を
改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 36 号、山北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条
例の制定について。
山北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定するものとする。

令和元年 6 月 14 日提出、山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行
令の改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため、提案するものです。
詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 福祉課長。
福祉課 長 それでは、議案第 36 号について御説明申し上げます。

2 枚目をお開きください。

山北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

概要でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、地震や
風水害などの災害により、災害救助法が適用された市町村において、被災世
帯に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付ける制度でございます。

今回の条例改正は災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正
に伴い、法で年 3 % と定められている貸付利率を市町村の政策判断に基づき、

条例で設定できるよう改訂されたことと、保証人の義務づけを新たに条例で定めること及び援護資金利用者の円滑な償還のため、償還方法に月賦償還が加えられたことから条例を条例で定めるものです。

内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、次のページをお開きください。

第14条の見出しに及び保証人を加え、貸付利率としまして、同条第1項の3%を、3%以内で町長が定める率とするもので、規則で率を定めていきます。

第2項では、貸し付けを受けるものは保証人を立てるものとするものであり、第3項では保証人の債務の負担を規定するもので、その保証債務は施行令第9条の違約金を含んだものとしています。

第15条では、月賦償還を追加するものです。第15条第3項は条ずれにより、第12条を第11条と改めるものです。

それでは、2枚目にお戻りいただき、改正文をごらんください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第36号について質疑に入ります。
質疑の方はどうぞ。

議 長 6番、瀬戸顯弘議員。

6 番 瀬 戸 6番、瀬戸です。

今、保証人を立てるということ新たな条例に加えるということですがけれども、実際、災害にあったときに特に大きな災害があったときには、なかなか保証人を立てるということ自身が厳しいのではないかと思う。

逆に政府の制令、今回の改正について、従来は連帯保証人の必置義務があったけれども、それを撤廃してよいというようなことを制令で平成31年1月25日の内閣府防災担当のほうから制令が出ているはずなのですがけれども、これについては、どのように整合性をとるかお伺いしたい。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 お答えします。まず、この貸付金の原資というものが、国が3分の2、県が3分の1でございまして、貸付金が回収できなくても、国、県には返済日

が来たら、町が立てかえて返さなければならなくなります。それで、債権管理の観点から国のほうからも、その保証人を立てる、立てないというのは、自治体の判断によるということになっておりますので、ここでは保証人を立てるということにさせていただきました。それと、同町のほかの貸付金でありまして保証人を必要としているものがございますが、それでも債権が回収できていないというものもございます。

また、阪神大震災の際に貸付金が保証人をつけていても回収が進まず、自治体のほうが苦慮しておりまして、それで訴訟に至っているというケースもかなりあるというふうに聞いております。

以上でございます。

議 長 6番、瀬戸顯弘議員。

6番 瀬戸 瀬戸です。

確かに、保証人がない場合、非常に返済が滞るというケースが多くて、各市町村においても、その問題については、相当のやっぱり苦勞をされているというのはわかりますけれども、やはり、今のその災害にあったときの状況を考えれば、やはり保証人自身を立てること自身が非常に難しいわけですし、逆に言えば、保証人を立てることによって、じゃあ、返済のパーセントを大幅に減らすとか、そういう、やっぱりある程度の救済措置を講ずる必要もあるのではないかと思うんですけども、いかがですか。

議 長 福祉課長。

福祉課長 貸付利率につきましては、従来は3%ということで決まっておりました。こちらにつきましては、今回規則で定めるということにしましたけれども、まずは、今の市場の利率等を勘案しまして、貸し付けた方に負担のないような形でやっていきたいと思っております。

それで、規則で定めるということで市場の利率なんかを勘案しまして、保証人を立てても、立ててもらって、利率のほうは極力、安く、低くしていきたいというようなことで考えております。

議 長 6番、瀬戸顯弘議員。

6番 瀬戸 次は、3%以内で、町長が定める率を加えるということもありますので、最大限、町長の裁量を生かしていただいて、返済が滞らない範囲でうまくい

けるような運用をお願いしたいと、以上です。

議
町

長
長

町長。
おっしゃるように、あくまでも保証人を立てるか、立てないかというのは、自治体に選択されたわけですけれども、やはり災害にあったときに、やはりそういう災害者が一人だけで、そういったようなことを受けるというよりは、明らかにすべきことは、保証人を立てていただいたほうがいいだろうというふうに私も思います。そして、基本的なあれですけれども、災害の程度にもよりますけれども、やはり、本来は元金を返していただくというのが、私は筋だということで、余り利率等については、そういう場合には、当然かなり引き下げて、極端なこと言えば、利息は要らないんじゃないかと個人的には思っておりますけれども、そんなようなことはうっかり言えませんが、そんなような感じであります。

議
議
2 番 山 崎

長
長
崎

ほかにございませつか。
2 番、山崎政司議員。
山崎ですけれども、3%以内で町長の裁量によって利率が決定されるわけですけれども、この3%の範疇の取り扱いが不明確になっているわけです。そこで被災された方については、生活再建のためにかなりの金額が必要になってくると思うんですが、その際、貸付金を借りた場合に、額によっては、1%、2%というパーセントの変動によって、かなりの利率が、いわゆる負担する利率が変わってきちゃうということが十分懸念されるわけで、ある程度、こういうケースの場合には、利率は何%という形を明確にしておいてあげないと、この制度を利用することが、非常にためられるということを懸念するわけです。そんなことで、今町長が利率がほとんどいただかなくても、結構だというようなこととお話がありましたけれども、ある程度、山北町の方針として、こういうケースの場合には1%、こういうケースの場合は2%という形で示してあげないと利用するほうが非常に混乱するんじゃないかというふうに懸念するわけですが、その辺は、考えはあるのでしょうか。

議
町

長
長

町長。
災害援助資金ということですから、そういったような目的が、例えば御病気であるとか、あるいは、小さなお子さんがいるような場合とか、あるいは、

生活資金というような、いろいろケース・バイ・ケースが考えられると思います。そういった中のことに照らし合わせて、やはり必要性が高いものについては、3%をかなり下げる、今本当に低金利でございますから、本当に3%というのは、そのときの公定歩合とか、さまざまなことが関係すると思いますので、例えば、今であれば、当然1%を切るような金額だろうと思いますし、また、将来、そういったような国の公定歩合が上がって、そういうようなときに、この3%が高いのか安いのかということもあると思いますので、そういったようなケース・バイ・ケースが、やはり、その援助資金が必ずしも一定の使い道かどうかということを経査させていただいて、それについて、利率を記入させていただきたいというふうに思います。

議 長 11番、堀口恵一議員。
11番 堀 口 義援金を貸し付けを受けようとするものは保証人を立てなければならないとありますが、その保証人につきまして、何か条件がありましたら、教えていただきたいのですが、よろしく願いいたします。

議 長 福祉課長。
福 祉 課 長 保証人につきましての条件というのはございません。
11番 堀 口 ありがとうございます。
議 長 ほかにございませんか。
質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案36号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第36号は原案どおり可決されました。
日程第3、議案第37号、山北町国民健康保険税条例の一部改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第37号、山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月14日提出、山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため、提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第37号について御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

最初に条例改正の概要でございますが、1点目は、付加限度額の引き上げでございます。国民健康保険税の内訳は、医療分と支援分、介護分に分かれており、それぞれの負担限度額は地方税法施行令で定められておりますが、このたびの改正では、医療分の課税限度額が引き上げとなりました。

2点目は、均等割、平等割の軽減対象世帯の拡充でございます。均等割、平等割は所得の状況により7割、5割、2割の軽減を行っておりますが、5割軽減、2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準額が改正されたため、関連する条項の改正をするものです。

3点目は被用者保険の被保険者本人が、後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者が国民健康保険の被保険者となったものに係る保険税は、当面の間、軽減措置がとられておりましたが、平成31年度より資格取得の属する月以後、2年を経過する月までの間に限り実施することとなったため、削除するものです。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

1ページ目をお開きください。

第2条第2項は医療分の課税限度額、現行58万円を61万円に改めるものでございます。

第15条保険税の減額でございますが、減額後の保険税の医療分の課税限度額を第2条と同額の61万円に改めるものでございます。

第15条第2号は5割軽減を定めたものでございますが、2ページ目をお開

きください。

軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を 27 万 5,000 円から 28 万円に引き上げるものです。

3 ページ目をごらんください。

第 15 条第 3 号は 2 割軽減を定めたものでございますが、軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を 50 万円から 51 万円に引き上げたものです。

4 ページ目をごらんください。

附則の第 14 項は軽減措置を当面の間行うとうたっている項となっているため、削除します。

それでは、2 枚目にお戻りください。

附則。施行期日、第 1 項、この条例は公布の日から施行し、改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

適用区分、第 2 項、改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は平成 31 年 4 月 1 日から適用となっておりますが、国民健康保険税は前年度所得が確定となった 7 月に本算定が行われ、当該年度分の税額が確定するため、ここでの提案とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第 37 号について質疑に入ります。
質疑の方はどうぞ。

議 長 1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 1 番、瀬戸でございます。

最後のところの特定世帯と言うのですか、片方が後期に移って、お相手の方がこちらに残っているという場合の軽減がなくなるという、削除ということでございますが、これによって影響を受ける世帯とか、件数とか、山北町ではございますでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 旧被扶養者、平成31年3月31日まで16人でしたが、平成31年4月1日以降は、2年になりますと、12名となります。

議 長 よろしいですか。1番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

そうしますと、これが、その家庭に対して、町もそうなんですけど、どのような影響がある、料金、税額的にあるのか、特にないと思うんですけど。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 4名減るといったことになりますけれども、それほど影響はないと思っております。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案37号を採決いたします。原案に賛成者は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第37号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第38号、山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第38号、山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。山北町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、制定するものとする。

令和元年6月14日提出、山北町 湯川裕司。

提案理由でございますが、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第38号山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、条例改正の概要でございますが、介護保険法施行令の一部改正及び介護保険法の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正されたことに伴い、関連する条項を改正するものでございます。

今回は従来から軽減措置が行われてきた、第1号被保険者の第1段階の減額負担に係る減額幅を引き上げるとともに、軽減措置の対象を第2段階、第3段階まで広げ、これらのものの減額負担に係る減額幅を定めるものです。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

1 ページ目をお開きください。

第6条第1項につきましては、改元により平成32年度を令和2年度に改めるものです。第2項につきましては、軽減負担に係る年度を平成30年度から平成32年度までを令和元年度及び令和2年度に、また、金額に乗ずる割合及び保険料については100分の45及び2万9,868円から100分の37.5及び2万4,888円に改正するものです。

別にお配りいたしました参考資料をごらんください。介護保険料所得段階一覧でございます。改正前の第1号被保険者の軽減措置は第1段階だけでしたが、改正後は第2段階、第3段階の対象者も行うこととしております。

新旧対照表に戻っていただきます。

第3項及び4項は第1号被保険者の第2段階、第3段階の軽減措置保険料を令和元年度、令和2年度の各年度の保険料率について準用するもので、第2項中の100分の37.5及び2万4,888円を第2段階については、100分の62.5及び4万1,484円に、裏面をごらんください。第3段階を100分の72.5及び4万8,120円にそれぞれ読みかえるものとするものです。

それでは改正文にお戻りください。

附則、施行期日第1項、この条例は公布の日から施行し、改正後の山北町介護保険条例の規定は平成31年4月1日から施行する。適用区分、第2項改正後の山北町介護保険条例の規定は令和元年度の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第38号について質疑に入ります。
質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案 38 号を採決いたします。原案に賛成者は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第 38 号は原案どおり可決されました。
日程第 5、議案第 39 号、令和元年度山北町一般会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 39 号、令和元年度山北町一般会計補正予算(第 1 号)。
令和元年度山北町一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

予算の名称。第 1 条「平成 31 年度山北町一般会計予算」の名称は、元号が令和に改められたことに伴い、「令和元年度山北町一般会計予算」とする。

歳入歳出予算の補正。第 2 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,234 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 47 億 4,234 万 8,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表、歳入歳出予算補正」による。

令和元年 6 月 14 日提出、山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものはプレミアムつき商品券事業及び幼児教育無償化の準備経費であり、歳入歳出、それぞれ 1,234 万 8,000 円を増額補正するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、議案第 39 号、令和元年度山北町一般会計補正予算(第 1 号)について御説明いたします。

2 ページ、3 ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入につきましては、第14款国庫支出金及び15款県支出金、合計で1,234万8,000円の増額でございます。

歳出につきましては、3款民生費から13款予備費まで歳入と同額の増額補正でございます。

したがって、一般会計の予算規模は47億4,234万8,000円となるものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明申し上げます。

4 ページ、5 ページをお開きいただきたいと思います。

下段の歳入をごらんください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は1,142万1,000円の増額でございます。1節の社会福祉総務費補助金は説明欄にございますプレミアム付商品券事務費の補助金407万円で、10月の事業実施に向けた準備経費で補助率は10分の10でございます。

3節子ども・子育て支援交付金は、10月実施予定の幼児教育無償化の準備経費で、幼児教育無償化実施円滑化事業43万2,000円は、例規整備の補助金で歳出も同額の計上でございます。幼児教育無償化システム改修等事業691万9,000円は、幼児教育無償化のシステム改修の補助金で市町村情報システム組合の負担金に財源充当するものでございます。いずれも補助率は10分の10でございます。

2目衛生費国庫補助金は50万4,000円の増額です。1節保健衛生費補助金は、説明欄の感染症予防事業で、国の風疹の抗体検査の追加対策に伴うもので、2分の1の補助率でございます。

15款県支出金、3項委託金、6目教育費委託金は42万3,000円の増額です。1節教育費委託金は、説明欄の教育推進研究事業委託金で、各小中学校の研究に対する県の委託事業でございます。30年からの2カ年事業で採択されたので、歳出も同額の計上となっております。

続きまして6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は215万3,000円の増

額で、プレミアム付商品券事業の準備経費でございます。説明欄の時間外勤務手当 20 万円は、事業実施のための職員の時間外勤務手当でございます。

次のプレミアム付商品券事業は対象の約 2,100 人に申請書などを発送する経費で、臨時職員賃金として 56 万 4,000 円、印刷製本費 71 万 5,000 円は商品券等を印刷する経費でございます。郵便料は申請書の発送など 47 万 3,000 円、委託料はシステムの構築など 20 万 1,000 円でございます。

次に 4 目老人福祉費 125 万 2,000 円は、岸の高齢者いきいきセンターの調理室のエアコンが故障したため、岸の連合自治会から交換の要望があるため工事を行うものであります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 43 万 2,000 円は、10 月実施予定の幼児教育無償化に伴い、例規整備支援委託料でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費は 102 万 3,000 円の増額でございます。説明欄の予防接種事業は従来の妊娠者、妊娠予定者とその配偶者に加えて、40 歳から 56 歳の約 430 人の風疹抗体検査と予防接種に係る経費でございます。印刷製本費は風疹の追加対策クーポン券などの印刷 21 万 4,000 円、郵便料は 4 万円、抗体検査の委託として、76 万 9,000 円でございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費は 37 万 4,000 円の増額で、説明欄の遊歩道用地取得費は洒水の滝遊歩道設置の保安林解除に必要なため、用地を 249 平米購入するものでございます。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、42 万 3,000 円の増額は豊かな学びの支援推進事業で、各学校でテーマを定めて、教員の資質向上のための研究活動に対して、県の委託事業を実施するもので、講師の謝金 30 万円、事務費として、消耗品 12 万 3,000 円を計上するものでございます。

13 款予備費は 669 万 1,000 円を増額するものでございます。

10 ページをお開きください。

給与費明細書でございます。これは職員の時間外勤務手当が 20 万円増額となったことによるものでございます。

詳細については、後ほど、お目通しをいただければと思います。

説明は以上で終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第 39 号について質疑に入ります。
 質疑の方はどうぞ。

13 番 石 田 13 番、石田照子議員。
 7 ページのプレミアム付商品券の件なんですけれども、対象者は 2,100 人という御説明いただきましたが、対象者という方はどのような方なのでしょう
 うか。

議 長 福祉課長。
 福 祉 課 長 まず、住民税の非課税世帯、こちらが 2,000 人でございます。それから、
 子育て世帯としまして 100 人を見込んでいます。
 以上です。

議 長 ほかにございますか。
 9 番 児 玉 9 番、児玉洋一議員。
 5 ページの子ども・子育て支援、幼児教育無償化システム改修等事業という
 ことで、690 万何がしといったところなんです、これはちょっと、町と、
 ごめんなさい、聞き逃してしまったかもしれないのですが、これは具体的に
 もう少し細かく、どういったシステムを導入されていくのか伺いたいです。

議 長 福祉課長。
 福 祉 課 長 町村共同情報システムへの負担金ということでございます。そちらのほう
 に財源を振り分けているということでございます。

議 長 副町長。
 副 町 長 1 つは、国から、システム改修するためのお金が 600 万ほど来たというこ
 とです。もう既にお子さんの所得関係、それと状況に合わせた中で、いくら
 徴収するか、納付書の関係でシステムができ上がっております。それが、町
 村システム。県下 14 町村で実施するシステムの中に、もう組み込まれてい
 る県下統一のシステムで動いているわけです。
 その中で、今回、幼児教育が 10 月から無償化になるということで、調整を
 しないといけないということ、システムを修正しないといけないということ
 で、その修正費が国から 600 万円来たということでございます。

議 長 ほかにございますか。
質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いま
すが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案 39 号を採決いたします。原案に賛成者は起立願いま
す。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第 39 号は原案どおり可決されました。
日程第 6、議案第 40 号、平成 30 年度山北町立小中学校空調機器整備工事
(繰越明許) 請負契約の締結についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 40 号、平成 30 年度山北町立小中学校空調機器整備工事 (繰越明許)
請負契約の締結について。

平成 30 年度山北町立小中学校空調機器整備工事 (繰越明許) の工事請負契
約を次のとおり、締結するものとする。

1、契約の目的、平成 30 年度山北町立小中学校空調機器整備工事 (繰越明
許)。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、一金 9,952 万 8,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消
費税の額 995 万 2,800 円)

4、契約の相手、足柄上郡山北町川西 652-3。

株式会社イケダ電気。代表取締役、池田光。

令和元年 6 月 14 日提出、山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町立小中学校空調機器整備工事 (繰越明許)
の工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取
得または処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 それでは、平成30年度山北町立小中学校空調機器整備工事 (繰越明許) 請
負契約の締結についてを御説明させていただきます。

まず、本工事につきましては、平成30年度ブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金によりまして、本年度に繰り越して執行するもので、町立小中学校3校の理科室、音楽室、調理室などの特別教室等にエアコンを設置するものです。工期は本年12月まで予定をしております。

それでは、2枚目をおめくりください。

川村小学校の位置図等になります。川村小学校では12教室に合計18台のエアコンを設置いたします。

1枚、おめくりください。

三保小学校となります。三保小学校では5教室に合計5台のエアコンを設置いたします。

1枚おめくりください。

山北中学校となります。山北中学校では、16教室に合計28台のエアコンの設置と連続需要の増加に対応するために、受電設備の交換をいたします。本工事が完成いたしますと、町立小中学校の普通教室及び特別教室のエアコン設置が完了いたします。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第40号について質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

8番、清水明議員。

8番 清水 8番、清水でございます。

それぞれのところで、例えば川村小学校、普通教室5室ということですので、もう既に、当然、6学年ありますから、1つはもう設置がされていたということでの理解でよろしいのか。それから、その隣に書いている小規模1室と書いてある、この小規模は具体的には何でしょうか。それから、一番最後のページですが、同じく山北中学校の普通教室5室ですが、もう既に設置をされているところが幾つかあるのかということと、小規模1室の、この小規模について、具体的な説明をお願いいたします。

議長 学校教育課長。

学校教育課長 では、お答えをいたします。

この資料にございます普通教室等でございますが、こちらのほう、設計の

段階で2年前のデータを使いまして、各年によりまして、クラス編成により教室の利用が多少変わっております。今年度、川村小学校では普通教室といたしましては1室。これは、2学年が3クラス編成をしているということで1室。それと、山北中学校では、普通教室2室ということで、特別支援学級が平成27年に工事をしたときとクラスの位置が変わっていることによりまして、それになっております。

小規模教室につきましては、算数等の取り出し等に使用教室となっております。

以上でございます。

議 長 教育長。

教 育 長 ここで書いてあるように、普通教室と明記されていますけれども、名称のとり方で、これまで山北町は、普通教室は全て完了しているということで説明してございます。それは、要は学級教室、いわゆる学級として使う教室は全て完了されています。今回の普通教室というのは、少人数教室ですとか、学級では使わない教室のところを指しているというところでございます。

議 長 ほかにございませんか。

11 番 堀 口 11番、堀口恵一議員。

11 番 堀 口 今回の工事につきましては、空調設備、機器本体のウエートがかなり大きいと思います。その、またメーカー等、結構、限られておると思うんですが、メーカー等がわかりましたら教えていただきたいということと、あと、工事全体とメーカー製品との価格割合、大ざっぱで結構ですので、わかりましたらお願いしたいと思います。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 メーカー等は、ちょっと設計の段階では能力がどのくらいということでお示しをしております、主に天井釣り型タイプの冷房能力12.5キロワットが主な機種になります。

以上です。

議 長 ほかにございませんか。

13 番 石 田 13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

これで全部設置が終わったということで、教育環境が整ったと思うんですけども、この使用に関する基準というのですか、多分、好き勝手使っていたら電気代も大変だと思うんですけども、使用に関しては現場に任せるのか、何か基準みたいなものを設けてあるのか、お伺いたします。

議 長
教 育 長

教育長。
冷暖房に関する規定というか、各学校で、こういったものが決めております。そういったものは各学校といっても、それぞれが勝手にやるのではなくて、ある面、共通的に、例えば 10 度を下回った場合は暖房をつけるとか、あるいは、暖房の場合には 27 度以上、上がった場合にはつけるとか、そういった規定の中でやっけていまして、必ずこれは生徒が勝手につけるものではなくて、やっぱり先生方が責任を持ってつけるものでございまして。それから、例えば空き教室のところにつけていたりとか、そういった注意等はしっかりと徹底しながら、こういったものについては使用していくということでございます。

それから、小中学校全て完了かと言われましたけれども、一部、今回、国のほうに補助金のほうを申請したんですけども、例えば、これは、今回は子どもたちにかかわるものの施設全てを設置するというので、例えば応接室、川村小学校の応接室、これは、まだついてございません。ですから、ほんの一部ですけども、そういったところは、まだあるということは御理解いただきたいというふうに思います。

議 長

ほかにございますか。

2 番、山崎政司議員。

2 番 山 崎

山崎ですけども、先ほどの説明の中で、山北中学校の受電設備の改修が必要になるというお話がございました。川村小学校、あるいは三保小学校については受電設備の改修は必要ないというように理解してよろしいのかというのが 1 点。

それから、もう一つは、エアコンが 18 台から二十数台、28 台ふえるわけですけども、受電の契約電力の変更は必要ないのかどうか、そのところを確認させてください。

議 長

学校教育課長。

学校教育課長 受電設備につきましては、川村小学校、三保小学校は、現在使っておりますもので、足りるということで設計がなされております。

それと、契約なんですけれども、今までどおりの契約で、従前どおりの契約で受電といいますか、電気が足りるということになっております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

12番、山田陽子議員。

12番 山田 12番、山田です。

今回のこの契約金額のもう少し具体的な工事費等の内訳をもしわかれば、教えていただきたいです。

議長 副町長。

副町長 業者の指名委員会というので指名するんで、前段で。その中で、私、委員長をやっていますので、ちょっと答えさせていただきますけれども、その内容としましては、ほとんどがエアコンの機械代、それから取り付けの工事代がほとんどです。それから、もう一つは、山北中学校に限っては、俗に言うキュービクルという受電設備があります。それを変えないというか、能力をアップしないと全部が使ったときにできないということがあります。その辺のところ、何がいくらか、何がいくらかというのは、設計段階にはありますけれども、入札すると、ぐっと落ちます、業者のほうで。例えば、これは、設計は1億を超えていたんですけれども、入札したとき、私どものは9,900万円です。入札を書いていたので、入札を書いていたので、入札するわけです。ですから、何がいくら、何がいくらということではなくて、設計段階ですと、ほとんどが機器のもの、それから機器の取り付け経費、あとキュービクルの交換工事というのでございます。

議長 12番、山田陽子議員。

12番 山田 12番、山田です。

設計段階から、例えばエアコンが1台につき、いくらぐらいという設計はあったかと思うんですけれども、そこをもう少し詳しく教えてくださいか。

議長 これは、ちょっと事務方が調べるということですので、後のほうで、また

報告というか、答弁をしていただきます。

ほかにございますか。よろしいですか。

議 長 8 番、清水明議員。

8 番 清 水 8 番、清水でございます。

関連ですが、今調べるということなんですけれども、当然いくら払ったかということは、明らかになっていると思うんです。ですから、それを、やっぱり何らかの形で、それなりに出ているのではないのでしょうかと、私は思っています。

議 長 副町長。

副 町 長 これは、あくまでも入札の結果でありまして、私は先ほど申し上げましたけど、工事、これ全部つけるのに1億を超える、これを予算計上した段階で、何にいくら予算を見ているのか、工事費にいくら何を見ているのかというのは、予算計上の段階の議論になると、私どもは思っていました。ですから、入札の段階の終わった後の報告ですけども、これは今現在、入札が終わった後、仮契約になっています。これはなぜかというと条例で決まっているわけですよね。工事費はいくら以上の場合、議会の同意を得なければ仮契約が本契約にならない。土地を買う場合は、いくら以上、700万以上とかいう場合の土地を買う場合は、仮契約が議会の同意を得なければ、本契約にならないという条文に従って、これを議案として上げているということでございまして、先ほどの山田議員の御質問と同じように、何がいくら、何がいくらというのは、設計段階では出ておりますので、それは今ちょっと調べるということでございます。

議 長 本議案第40号については、請負契約の締結についてということですので、御理解をしていただければと思います。

それでは、ここで暫時休憩とさせていただきます。調べて上がるまで、この場でお待ちください。 (午前10時02分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前10時05分)

学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 先ほど、御質問にありましたエアコン1台の金額なんですけど、設計の段階で、先ほど言いました12.5キロワットの天井釣り型でいきますと、57万1,000

円を設計予算単価といたして、1台当たりの単価としております。

以上でございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案40号を採決いたします。原案に賛成者は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第40号は原案どおり可決されました。

日程第7、報告第4号、平成30年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 報告第4号、平成30年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成30年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年6月14日提出、山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、報告第4号、平成30年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。

本報告案件につきましては、平成31年2月の臨時会及び3月定例会の平成30年度山北町一般会計補正予算、第7号及び第8号の繰越明許費で全て議決をいただいておりますが、地方自治法の規定により本定例会で御報告をするものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。

最初に2款の総務費、1項総務管理費、広報誌発行事業ですが、これは、町勢要覧の内容を最新の情報にするために繰越をしたもので、次の3款民生費、1項社会福祉費、プレミアム商品券付事業は国の補正予算に伴い繰越を

したものでございます。

次の7款土木費、2項道路橋梁費、道路新設改良事業は、関係機関との調整に時間を要したため、谷峨跨線橋耐震補強工事やぐみの木松原先線改良工事などを繰り越したものであります。

次の9款教育費、1項教育総務費、冷房設備対応臨時特例交付金事業は、国の補正予算に伴い、小中学校特別教室のエアコン設置工事を繰り越しをしたものでございます。

説明は以上でございます。

議 長

報告ではありますが、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、報告第4号については、これで終わりいたします。

日程第8、報告第5号、平成30年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長

報告第5号、平成30年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告について。

平成30年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年6月14日提出、山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

企画政策課長。

企 画 政 策 課 長

それでは、報告第5号、平成30年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告について御説明させていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年度山北町土地開発公社事業報告書について御説明いたします。

初めに1の事業概要でございますが、1点目として、公社単独事業として、丸山地区住宅用地を8区画売却しました。

2点目として、公社の経営健全化を図るため、中川湯の上造成事業用地に係る短期借入金を償還しました。

3点目といたしまして、公社の資産活用事業として、国債による運用を図りました。

次に、2の庶務事項でございますが、(1)の理事会議決事項につきましては、議案第1号の平成29年度事業報告決算認定から議案第9号の平成31年度事業計画予算までの9つの議案について、理事会で議決されました。

(2)の登記事項につきましては、土地開発公社の理事の変更登記でございますが、平成30年4月に登記を完了しております。

2ページをお願いいたします。

(3)の役員に関する事項につきましては、理事が2名就任、1名辞任、監事が1名就任、1名辞任となっております。役員は計12名という状況でございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年度山北町土地開発公社貸借対照表について、御説明いたします。

初めに、資産の部でございますが、Iの流動資産いたしまして、現金及び預金、2,881万7,146円、これは普通預金、定期預金でございます。

事業未収金、1,488万5,048円、これは公有地取得事業に係る町からの償還金でございます。

完成土地等、3億4,697万8,327円、これは平山地区工業用地、丸山地区住宅用地、そして諸淵の宅地造成事業用地でございます。

開発中土地、1億8,767万6,248円、これは高松山事業用地、中川湯の上造成事業用地、つぶらの事業用地でございます。

前払費用、4万9,248円。これは令和元年度分の丸山住宅用地に係る電柱広告料でございます。

未収収益、24万5,478円。これは3月末までに未収となる有価証券利息でございます。

そして、流動資産合計は5億7,865万1,495円でございます。

次にIIの固定資産でございますが、投資その他の資産として、投資有価証券1億9,879万357円。これは額面2億円の国債の3月末時点の価格でございます。

賃貸事業の用に供する土地、4,119万2,968円。これは平山工業団地の株式会社ファミリーマートに賃貸している土地、資産でございます。

長期事業未収金、2億8,330万4,775円。これは町から返済される予定の

未収金でございますが、投資その他の資産の合計及び固定資産の合計は、5億2,328万8,100円で、資産の合計といたしましては、11億193万9,595円でございます。

次に負債の部でございますが、Ⅰの流動負債といたしまして、短期借入金6億8,767万13円。これは金融機関からの借入金でございます。

前受金30万円。これは丸山地区住宅用地の契約保証金でございます。

前受収益35万4,289円。これは株式会社アクティオの令和元年度分の1年間の土地賃料及び株式会社ファミリーマートの平成31年4月分の土地賃料でございますが、流動負債合計は6億8,832万4,302円でございます。

次に、Ⅱの固定負債といたしまして、預り保証金120万円。これは株式会社ファミリーマートの土地敷金でございますが、負債合計は6億8,952万4,302円でございます。

次に資産の部でございますが、Ⅰの資本金といたしまして、基本財産100万円、これは町からの出資金でございます。

次にⅡの準備金といたしまして、前期繰越準備金5億3,747万8,589円で、当期純損失につきましては、1億2,606万3,296円でございます。

そして、準備金の合計といたしまして4億1,141万5,293円となりまして、資本合計として、先ほどの資本金の100万円を加えまして、4億1,241万5,293円となり、負債資本合計といたしましては、11億193万9,595円でございます。

4ページをお願いいたします。

平成30年度山北町土地開発公社損益計算書について、御説明いたします。

初めに、Ⅰの事業収益といたしまして、土地造成事業収益5,491万4,000円。これは平山地区工業用地の株式会社ファミリーマートからの土地賃料と丸山地区住宅用地8区画分の土地売買収益でございます。

附帯等事業収益2,005万7,689円。これは高松山事業用地等の線化補償料や東電鉄塔敷地料でございます。

補助金等収益42万2,646円。これにつきましては、公有用地に係る町からの利子補給金でございますが、事業収益合計は7,539万4,335円でございます。

次に2の事業原価についてでございますけれども、土地造成事業原価3,617万9,239円。これにつきましては、丸山地区住宅用地の土地売買原価でございます、事業総利益は3,921万5,096円でございます。

次に3の販売費及び一般管理費584万681円。内訳といたしまして、需用費、役務費、委託料、公租公課等でございます、事業利益といたしましては、3,337万4,415円でございます。

次にIVの事業外収益でございますが、受取利息886円。これにつきましては普通預金等の受取利息でございます。

有価証券利息197万9,757円。これは国債の利息でございます、事業外収益の合計は198万643円でございます。

次にVの事業外費用でございますが、支払い利息といたしまして、94万9,924円。これは公有用地4カ所と平山工業団地、丸山地区住宅用地の借入金と利息の支出でございます。

そして、経常利益といたしまして、3,440万5,134円でございます。

そして、次のVIの特別損失でございますけれども、土地評価損1億6,046万8,430円。これは高松山事業用地の土地評価損でございます。これにつきましては、国が示す土地開発公社経理基準要綱第25条において、土地造成事業に係る土地については、その時価が取得原価より著しく下落したときは、具体的には土地の時価が取得原価と比べて、おおむね50%以上下落していることを言いますけれども、こうした場合については、時価をもって貸借対照表価格としなければならないという規定がございます。今回、土地開発公社が保有している土地について確認いたしましたところ、高松山事業用地につきましては、その時価が取得原価に比べて50%以上下落していることが判明いたしましたので、今回、土地評価損として計上するものでございます。

そういたしますと、平成30年度の損益といたしましては、当期純損失の1億2,606万3,296円となるものでございます。

次に5ページをお願いいたします。

平成30年度山北町土地開発公社キャッシュフロー計算書でございます。このキャッシュフロー計算書は、これまで御説明いたしました貸借対照表、損益計算書のうち、1年間の現金の収支の流れについて示したものでございま

して、下から3つ目の4に記載のとおり、期首残高より1,587万9,743円の減となっております。

なお、5ページ以降につきましては、これまで御説明いたしました内容に係る附則明細書でございますので、後ほど、お目通しをいただきたいと存じます。

また、本日の事業報告及び決算報告につきましては、先月の5月24日に開催いたしました、町土地開発公社理事会において、承認されたものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第5号については、報告ではありますが、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、報告第5号を終わりにいたします。

日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、別紙のとおり、議員を派遣することにいたします。

なお、閉会中、変更があった場合は議長にお任せ願いたいと思います。

日程第10、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。議会運営委員長、総務環境常務委員長、福祉教育常任委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長、福祉教育常任委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、全日程を終了いたしましたので、令和元年第2回山北

町議会定例会を閉会いたします。

10時40分より、全員協議会を開催いたしますので、401会議室にお集まり
ください。 (午前10時23分)